

答弁書第五号

内閣参質一七一第五号

平成二十一年一月二十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江 田 五 月 殿

参議院議員小池晃君提出国民健康保険被保険者等に対する必要な医療の確保に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

参議院議員小池晃君提出国民健康保険被保険者等に対する必要な医療の確保に関する質問に対する答
弁書

一について

御指摘の通知は、特に子供のいる世帯について、資格証明書の交付に際しての留意点を示したものであるが、その基本的な考え方は、世帯主が市町村の窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申出を行った場合には、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられることから、緊急的な対応として、当該世帯に属する被保険者に対して短期被保険者証を交付することができるものとするものであり、世帯主がこのような状況にあるのであれば、市町村の判断により、当該世帯に属する被保険者に対して短期被保険者証を交付することができるものである。

二から四までについて

御指摘のような申出がなされた場合には、市町村において、一について述べた考え方も踏まえ、被保険者証の交付又は返還請求の是非を判断すべきものである。

